

大島商船高等専門学校 技術者教育プログラム基準

平成25年4月17日制定

本基準は、日本技術者教育認定機構（以下 JABEE という。）によって認証される技術者教育プログラムにおいて、必要とされる諸基準である。本校が受審する JABEE プログラムは、工学（融合複合・新領域）関連分野で「システムデザイン工学プログラム」という。さらに、本校では、特定の目的をもって JABEE プログラムとは別の目標達成を目指す「電子・情報システム工学プログラム」を設けている。（以下、前者を JABEE プログラム、後者を非 JABEE プログラムという。）

（目的及び実施内容）

本基準は、JABEE の審査を受け、かつ認定を受けるにあたり、JABEE に関連した以下の項目に関する基準を定めたものである。

- 第1 JABEE プログラムと非 JABEE プログラムの選択に関する基準
- 第2 JABEE プログラム認定資格の審査に関する基準
- 第3 JABEE プログラムと非 JABEE プログラム間の異動に関する基準
- 第4 本科第4学年に編入学した学生の取扱いに関する基準
- 第5 他高専及び他の教育機関から専攻科に入学した学生の取扱いに関する基準
- 第6 社会人の専攻科入学生の取扱いに関する基準
- 第7 学習・教育目標の達成度評価に関する基準
- 第8 その他 JABEE に関連した基準

第1 JABEE プログラムと非 JABEE プログラムの選択に関する基準

- (1) JABEE プログラムは、電子機械工学科及び情報工学科の第4学年から電子・情報システム工学専攻の第2学年修了までの期間を対象とする。
- (2) 本科第4学年と第5学年は、全員が JABEE プログラム対象とする。
- (3) 専攻科入学生は、原則として全員が JABEE プログラム対象とする。ただし、基準第2(2)に記載した JABEE プログラム認定資格の審査で JABEE プログラム修了が見込めない場合及び他高専ならびに他の教育機関、社会人入学生については別途定める。
- (4) 専攻科 JABEE プログラム対象者には JABEE プログラム受講認定証（別紙様式1）を交付する。
- (5) 本科第4学年と第5学年の学生には JABEE プログラム受講認定証は交付しない。
- (6) 専攻科の非 JABEE プログラム対象者には非 JABEE プログラム受講認定証（別紙様式2）を交付する。

第2 JABEE プログラム認定資格の審査に関する基準

専攻科入学時に JABEE プログラムが修了可能であるかを審査する基準を定める。

- (1) 専攻科の重点科目を最大限に目標達成とした場合に、JABEE プログラムの修了要件を満たすか否かについて審査し、修了要件を満たす場合は JABEE プログラムの対

象者とする。

- (2) 前記項目において、修了要件を満たすことができないことが明確な場合は、別途定める科目単位の取得方法で JABEE プログラムの修了要件を満たす意思があるかを学生に確認する。JABEE プログラム修了要件を満たす意思がある場合は JABEE プログラム対象とし、満たす意思が無い場合は非 JABEE プログラム対象とする。
- (3) 専攻科入学時に、それ以前の学習科目及び専攻科での学習科目で JABEE プログラム修了要件を満たすことができないことが明らかな場合は、次のいずれかで本校 JABEE プログラムの修了要件に代えることができる。
 - ① 本科の科目を受講して所定の成績を修める。
 - ② 大学の単位を取得する。
 - ③ 放送大学の単位を取得する。
 - ④ JABEE 認定されている他高専の単位を取得する。ただし、該当する学生は、本件について事前に学生課に届け出て該当科目と本校 JABEE 科目の対応付けについて承認を受け、「システムデザイン工学プログラム」の重点科目単位取得に関わる科目審査願（別紙様式 3）を届け出て、JABEE 委員会で承認を得るものとする。さらに、単位獲得及び本校の本科における科目習得後に学生課に「システムデザイン工学プログラム」の重点科目単位取得届（別紙様式 4）を届け出て、JABEE 修了要件としての承認を得るものとする。
- (4) 前記項目の科目関連付け及び単位の認定ならび本校の本科における科目習得は、学生からの申請を受けて JABEE 委員会及び専攻科委員会において審議し承認する。
- (5) 前記項目に必要な単位取得状況等の書類は学生課で作成する。

第 3 JABEE プログラムと非 JABEE プログラム間の異動に関する基準

専攻科入学時に原則として全員が JABEE プログラム履修となるが、それ以降の JABEE プログラムと非 JABEE プログラム間の異動に関する基準について定める。

- (1) JABEE プログラムと非 JABEE プログラム間の異動は専攻科第 2 学年の 4 月に行う。
- (2) 前記の異動を希望する学生は、JABEE プログラム・非 JABEE プログラム間の異動願（別紙様式 5）を専攻科第 1 学年の 3 月末までに指導教員の所見を得た上で学生課に届け出る。プログラム異動については JABEE 委員会による審査を経て決定する。
- (3) プログラム異動を許可した学生には JABEE プログラム受講認定証（別紙様式 1）又は非 JABEE プログラム受講認定証（別紙様式 2）を交付する。
- (4) プログラム異動の理由は以下の内容とする。
 - ① 将来の進路を踏まえ、特定の科目群に特化した学修を目指すため。
 - ② JABEE プログラムの修了要件には含まれていない各種資格取得を目指すため。
 - ③ 非 JABEE プログラムであったが、必要な科目群の単位を専攻科授業とは別に取得したため、JABEE プログラムの修了が可能になったため。
 - ④ その他、特別の理由があるため。

第 4 本科第 4 学年に編入学した学生の取扱いに関する基準

他の教育機関から本科第 4 学年に編入学した学生に関しては、本校での JABEE 対象期間

の4年間を履修することで学習教育目標を達成することができるので、特に基準は設けない。

第5 他高専及び他の教育機関から専攻科に入学した学生の取扱いに関する基準

他高専及び他の教育機関から専攻科に入学した学生に関しては、本校の本科において履修すべき科目と他高専及び他の教育機関で履修した科目との整合性を、以下の基準で審査の上、基準を満たす場合は JABEE プログラム対象者として認定する。基準を満たすことができない場合は、非 JABEE プログラム対象者として認定する。

- (1) 他高専や他の教育機関において修得した科目と本校の本科における科目との対応付けは、JABEE 委員会において審査する。
- (2) JABEE 委員会の審査に際し、該当科目の担当教員を、必要に応じて審査委員として招集する。
- (3) 上記審査の結果、JABEE 認定の他校での科目と本校の科目との対応が確認できた場合は、本校の定める「良」以上の成績である場合に限り、JABEE プログラムにて修得すべき重点科目の単位を取得したとみなす。
- (4) 上記審査の結果、JABEE 認定校以外の他校での科目と本校の科目との対応が確認できた場合は、該当科目に関する認定試験を実施し、本校の定める「良」以上の成績である場合に限り、JABEE プログラムにて修得すべき重点科目の単位を取得したとみなす。
- (5) 上記審査の結果、専攻科での単位取得により JABEE プログラム修了が可能となった場合は JABEE プログラム対象者として認定する。
- (6) 上記審査の結果、専攻科で単位取得ができて JABEE プログラム修了ができない場合は、非 JABEE プログラム対象者として認定する。
- (7) 上記審査の結果、本校の本科で修得すべき科目の単位取得ができなかった場合は、基準第 2 (3) の方法により、単位取得を目指すことができる。この場合、あらかじめ未修得科目の単位取得を目指す方法について学生課に届け出て、JABEE 委員会が単位取得方法の妥当性を確認するものとする。
- (8) 基準第 2 (3) の方法により取得した単位は、本人が学生課に届け出る。JABEE 委員会の審査を経て JABEE プログラムの重点科目単位として認定する。
- (9) 上記の方法により JABEE プログラム修了が可能となった場合は、基準第 3 により、専攻科第 2 学年の 4 月に非 JABEE プログラムから JABEE プログラムへの異動ができる。

第6 社会人の専攻科入学生の取扱いに関する基準

- (1) JABEE 認定の他の教育機関を卒業し企業での経験を経て本校の専攻科に入学した場合は、他の教育機関において修得した科目と本校の本科における科目との対応付けは、基準第 5 (1), (2), (3) に準じて単位認定を実施する。
- (2) JABEE 認定校以外の他の教育機関を卒業し企業での経験を経て本校の専攻科に入学した場合は、他の教育機関において修得した科目と本校の本科における科目との対応付けは、基準第 5 (1), (2), (4) に準じて単位認定を実施する。
- (3) 上記審査の結果、専攻科での単位取得により JABEE プログラム修了が可能となった場合は、JABEE プログラム対象者として認定する。

- (4) 上記審査の結果、専攻科で単位取得ができていても JABEE プログラム修了ができない場合は、非 JABEE プログラム対象者として認定する。
- (5) 社会人の専攻科入学生に関しても、第 5 (7), (8), (9) が適用される。

第 7 学習・教育目標の達成度評価に関する基準

- (1) 学習・教育目標の達成度は、前期末及び学年末の成績が公表された後に、学生本人が「学習・教育目標達成度評価表【学生用】」(別紙様式 6) に履修結果を記入する。学生は、期毎に自ら達成度の状況を把握し、学習・教育目標達成のための学習の指標とする。
- (2) 前項で記載した「学習・教育目標達成度評価表【学生用】」は、期毎に学生課が学生に配布し、学生は履修結果を記入し、担任を経て学生課に返却し、学生課が保管する。
- (3) 専攻科入学生の JABEE プログラム認定資格に関する「学習・教育目標達成度評価表」(別紙様式 7) は、学生課が該当学生の第 3 学年の数学 5、数学 6 及び第 4 学年、第 5 学年の成績結果をもとに作成する。
- (4) 他の教育機関及び社会人からの専攻科入学生の「学習・教育目標達成度評価表」は、専攻科入学以前の学習・教育目標達成度を JABEE 委員会が審査した結果に基づき、JABEE 委員会で作成する。
- (5) JABEE プログラム修了の認定に関する「学習・教育目標達成度評価表」は、該当期間の成績をもとに学生課が作成する。
- (6) TOEIC (公開 L&R テスト又は IP テスト)、実用英語技能検定、技術英語能力検定の資格取得に関しては、前期末及び学年末に学生が「学習・教育目標達成度評価表【学生用】」に記載し、必要に応じて資格取得の確認を学生課が行う。
- (7) TOEIC に関しては、全学生を対象として IP 試験等を実施し、その成績を学生課が管理する。
- (8) 「学習・教育目標達成度評価表」により JABEE 委員会と専攻科委員会の合同の審査を経て JABEE 修了が確認できた学生に対し、JABEE 受講修了認定書(別紙様式 8) を交付する。
- (9) 「学習・教育目標達成度評価表」により JABEE 委員会と専攻科委員会の合同の審査を経て非 JABEE 修了が確認できた学生に対し、非 JABEE 受講修了認定書(別紙様式 9) を交付する。

第 8 その他 JABEE に関連した基準

- (1) JABEE プログラム及び非 JABEE プログラムの基準等の改訂・制定に関しては、JABEE 委員会において審議し決定する。
- (2) JABEE に関連する「学習・教育目標達成度評価表」等の各種資料の保管は、学生課が担当する。
- (3) JABEE から「システムデザイン工学プログラム」が JABEE プログラムとして認証され、本委員会が解消する場合は、新たに設置される委員会にて関連基準を別途定めるものとする。

附 則

この基準は、平成25年4月17日から施行する。

附 則

この基準は、令和3年4月16日から施行し、令和3年4月1日から適用する。